

令和4年度鹿児島県保険薬局物価高騰対策支援事業実施要綱を次のように定めた。

令和4年11月18日

鹿児島県知事 塩田 康一

## 令和4年度鹿児島県保険薬局物価高騰対策支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、光熱費や燃料費の高騰等により、国が定める公的価格等により経営を行う保険薬局に大きな影響が生じ、厳しい経営を強いられていることから、患者等に安心・安全で質の高い薬物療法を提供できるよう、光熱費等の価格高騰分の一部を支援するために給付金を支給する事業を実施するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保険薬局物価高騰対策支援給付金 前条の目的を達するために、鹿児島県（以下「県」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象薬局 鹿児島県内に所在し、令和4年10月1日現在で許可等を得ている薬局のうち、同年4月から9月までに調剤報酬等（調剤報酬及び薬剤費をいう。以下同じ。）の支払対象となった調剤等を行っているもの（当該期間に調剤報酬等の支払対象となった調剤等を行っているものと同視することが相当と認められるものを含む。）をいう。ただし、保険薬局に限る。
- (3) 支給対象外薬局 前号の規定に関わらず、次に掲げる薬局は、支給の対象外とする。
  - ア 令和4年10月1日時点で休止している薬局
  - イ 本給付金の趣旨に照らして適当でないと知事が認めたものが設置する薬局

### (給付金の支給等)

第3条 県は、支給対象薬局に該当すると認める薬局の開設者（以下「対象者」という。）に対し、この要綱の定めるところにより、保険薬局物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を支給する。

2 前項の規定により対象者に対して支給する給付金の額は、1薬局につき4万7千円とする。

### (支給の回数)

第4条 給付金の支給は、1薬局につき1回限りとする。

(支給の通知等)

第5条 県は、対象者に対し、給付金の支給の通知を行う。

- 2 対象者は、前項の通知を受けた際、別記第1号様式により、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 知事は、知事が定める期限までに前項の届出がないときは、給付金の贈与契約が成立したものとみなして、速やかに対象者に対して給付金を支給する。
- 4 第1項の通知の対象となっていないものの第2条第2号の支給対象薬局に該当する可能性のある薬局の開設者は、別記第2号様式により支給対象薬局である旨を申し立てることができる。
- 5 知事は、知事が定める期限までに別記第2号様式による申立てを受理した場合は、その内容を審査し、支給対象薬局に該当すると認められる場合は、給付金の贈与契約が成立したものとみなして、速やかに当該申立てを行った者（以下「申立者」という。）に対して給付金を支給する。
- 6 前項の規定により申立者に対して給付金を支給する場合には、申立者を対象者とみなして、本要綱の規定を準用する。

(対象者等に対する支給の方式)

第6条 県による給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合その他同号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第2号に掲げる支給方式により行う。

- (1) 登録口座振込方式 調剤報酬等の振込用に鹿児島県国民健康保険団体連合会に登録されている口座（以下「登録口座」という。）に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前条第3項の期限までに対象者が別記第3号様式により登録口座に代わる口座を届け出た場合又は知事が定める期限までに申立者が同条第4項の規定による申立てにより口座を届け出た場合に、当該届出をされた口座（以下「届出口座」という。）に振り込む方式

(給付金の支給等に関する周知)

第7条 知事は、保険薬局物価高騰対策支援事業の実施に当たり、対象者の要件、申立の方法その他の事業の概要について、広報その他の方法によって薬局へ周知を行う。

(振込ができなかった場合等の取扱い)

第8条 知事が第5条第3項又は第5項の規定により登録口座又は届出口座に給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、当該口座の解約、変更等により令和5年5月31日までに振込が完了できない場合は、同条第3項又は第5項の規定による贈与契約は解除される。

(贈与契約の解除)

第9条 知事は、第5条第3項又は第5項の規定による支給を行った後に、支給

要件に該当しない事実等が発覚した場合は、本件贈与契約を解除することができる。

(不当利得の返還)

第10条 知事は、給付金の支給を受けた後に支給対象薬局の要件に該当しないことが判明した場合又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた場合には、対象者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月18日から施行する。

## 受給辞退届出書

鹿児島県知事 殿

令和4年度鹿児島県保険薬局物価高騰対策支援給付金の受給について、辞退することを届け出ます。

令和 年 月 日

届出者

所在地

薬局名

代表者名

連絡先

( )

鹿児島県知事 殿

## 支給対象薬局申立書

令和4年度鹿児島県保険薬局物価高騰対策支援給付金の支給対象薬局であることを申し立てます。

## 記

## 1. 申立者情報

(メール提出の場合押印不要)

法人名 (個人事業主の場合は個人名)				印
役職・代表者名				
法人所在地 (個人事業主の場合は住所)	郵便番号 (ハイフンあり)			
	住所			
責任者 (所属・職氏名)		電話番号 (ハイフンあり)		
(責任者メールアドレス)				
担当者 (所属・職氏名)		電話番号 (ハイフンあり)		
(担当者メールアドレス)				
保険薬局	保険薬局コード			
	名称			
	所在地			

※責任者は法人内(又は個人事業所内)で当該業務における責任を負う役職員を、担当者は当該事務を担当する者を記入すること。  
※責任者と担当者は別の者とする。ただし、個人事業主本人が担当者となる場合、責任者及び担当者欄には個人事業主本人を記載すること。

## 2. 振込口座情報

金融機関名				支店名			
金融機関コード(4桁)				支店コード(3桁)			
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号(7桁)					
口座名義人 ※カタカナで記載							

※必ず申請者名義の口座を指定すること(法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人の口座に限る)  
※振込口座を確認できる書類の写し(通帳等の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分が明瞭に判別できるもの)を添付してください。

※ゆうちょ銀行を御指定の場合は、他金融機関からの受取口座を御記入ください。

鹿児島県知事 殿

## 振込口座変更届出書

令和4年度鹿児島県保険薬局物価高騰対策支援給付金については、下記の口座に振り込んでください。

記

## 1. 届出者情報

(メール提出の場合押印不要)

法人名 (個人事業主の場合は個人名)				印
役職・代表者名				
法人所在地 (個人事業主の場合は住所)	郵便番号 (ハイフンあり)			
	住所			
担当者 (所属・職氏名)			電話番号 (ハイフンあり)	
(担当者メールアドレス)				
保険薬局	保険薬局コード			
	名称			
	所在地			

## 2. 振込口座情報

金融機関名				支店名			
金融機関コード(4桁)				支店コード(3桁)			
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号(7桁)				
口座名義人 ※カタカナで記載							

※必ず申請者名義の口座を指定すること(法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人の口座に限る)

※振込口座を確認できる書類の写し(通帳等の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分が明瞭に判別できるもの)を添付してください。

※ゆうちょ銀行を御指定の場合は、他金融機関からの受取口座を御記入ください。